

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	特別障害給付金事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、特別障害給付金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

練馬区長

## 公表日

令和2年6月25日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	特別障害給付金事務
事務の概要	<p>国民年金に加入(任意加入)していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者からの請求を受け付け、その請求内容の審査・認定を行い、給付金を支給する。当区では、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)と行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者からの請求を受け付け、日本年金機構へ報告する(審査、認定および支給事務は、日本年金機構が行う。)</li> <li>・給付金受給者に関する税情報の照会について、日本年金機構に回答する。</li> </ul>
システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定障害給付金請求書(紙帳票)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法第9条第1項および別表第一の30の項</li> <li>2. 番号法第9条第2項</li> <li>3. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条</li> <li>4. 練馬区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月19日条例第49号、以下「番号利用等条例」という。)第4条第2項および別表第二の3の項</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	区民部 国保年金課
所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部 国保年金課 〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号 電話番号 03-5984-4551

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	関連情報5.評価実施機関における担当部署 所属長	石原 清年	遠藤 裕子	事後	異動後修正
平成29年7月27日	しきい値判断項目1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年7月1日時点	事後	基準日修正
平成29年7月27日	しきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年7月1日時点	事後	基準日修正
平成30年10月29日	関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<p>国民年金に加入(任意)していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者からの請求を受付、その請求内容の審査・認定し、給付金を支給する。</p> <p>当区では、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律と番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(略)</p>	<p>国民年金に加入(任意)していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者からの請求を受付、その請求内容の審査・認定し、給付金を支給する。</p> <p>当区では、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)と行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(略)</p>	事後	字句修正
平成30年10月29日	関連情報3.個人番号の利用法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第一83項 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条</p> <p>第1項若しくは第2項、第8条第1項、第27条第1項若しくは第2項</p>	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一83項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務</p> <p>省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第59条</p> <p>3. 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条</p> <p>第1項若しくは第2項、第8条第1項、第27条第1項若しくは第2項</p>	事後	字句修正
平成30年10月29日	しきい値判断項目1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	基準日修正
平成30年10月29日	しきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	基準日修正
令和1年6月25日	事務名	特別障害給付金事務	国民年金の特別障害給付金事務	事後	その他の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	評価書名	特別障害給付金事務 基礎項目評価書	国民年金の特別障害給付金事務 基礎項目評価書	事後	その他の変更
令和1年6月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	練馬区は、特別障害給付金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	練馬区は、国民年金の特別障害給付金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	その他の変更
令和1年6月25日	関連情報 3. 個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項 別表第一-83項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第59条 3. 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第6条 第1項若しくは第2項、第8条第1項、第27条第1項若しくは第2項	1. 番号法第9条第1項および別表第一の30の項 2. 番号法第9条第2項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条 4. 練馬区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月19日条例第49号、以下「番号利用等条例」という。)第4条第2項および別表第二の3の項		その他の変更
令和1年6月25日	関連情報 評価実施機関における 担当部署 所属長の役職名	国保年金課長 遠藤 裕子	国保年金課長	事後	その他の変更
令和1年6月25日	しきい値判断項目 対 象人数 いつ時点の計測か	平成30年10月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	その他の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	しきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計測か	平成30年10月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	その他の変更
令和1年6月25日	リスク対策	記載なし	項目追加による新規記載	事後	様式変更
令和2年6月25日	評価署名	国民年金の特別障害給付金事務 基礎項目評価書	特別障害給付金事務 基礎項目評価書	事後	その他の変更
令和2年6月25日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	練馬区は、国民年金の特別障害給付金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	練馬区は、特別障害給付金事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	その他の変更
令和2年6月25日	関連情報 特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の名称	国民年金の特別障害給付金事務	特別障害給付金事務	事後	その他の変更
令和2年6月25日	関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務事務の概要	国民年金に加入(任意)していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者からの請求を受け付け、その請求内容の審査・認定を行い、給付金を支給する。当区では、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)と行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	国民年金に加入(任意加入)していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者からの請求を受け付け、その請求内容の審査・認定を行い、給付金を支給する。当区では、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)と行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	字句修正
令和2年6月25日	しきい値判断項目1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	基準日修正
令和2年6月25日	しきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計測か	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	基準日修正